社会保険 No.755

2019 March 3

みやざき

今月の表紙

雛のつるし飾り展
【東臼杵郡美郷町西郷】

「雛のつるし飾り展」が、3月31日から4月10日まで美郷町西郷の年乃神神社で開かれています。つるし飾りは、縁起物をかたどったちりめん細工を紐でつなげたもので女の子の初節句に雛人形と一緒に飾る。町内の女性グループによる手作りのちりめん細工は、手まり、金魚、きんちゃくなどで、7個ずつ繋げたものを7本一組にしてつり下げます。展示会では他にも、地域の人が提供した七段飾りの雛人形や、羽子板などが並びます。開場は午前10時から夕方まで、入場無料。たくさんの方の来場をお待ちしております。

《今月の主な記事》

日本年金機構からのお知らせ — P2
従業員の退職や採用、雇用契約の変更等が多くなる時期です
従業員が退職したときは
従業員を採用したときは

協会けんぽ 宮崎支部からのお知らせ — P4
退職等で資格喪失される方の保険証の回収にご協力をお願いします!
平成31年度の宮崎支部の保険料率が決まりました
延岡･都城年金事務所内の協会けんぽ窓口を閉鎖します

一般財団法人 宮崎県社会保険協会からのお知らせ — P6
健康づくり講習会のご案内
社会保険クイズ当選者発表
平成31年度 一般財団法人 宮崎県社会保険協会(研修会等)年間事業予定のご案内

一般財団法人 宮崎県社会保険協会からのお知らせ — P8
社会保険協会の主な事業
協会けんぽ 宮崎支部からのお知らせ
協会けんぽの主な届書
日本年金機構からのお知らせ
日本年金機構の主な届書

インフォメーション — P10
年金相談の日程等

日本年金機構からのお知らせ

従業員の退職や採用、雇用契約の変更等が多くなる時期です

～下記の事項にご留意のうえ届出をお願いします～

従業員が退職したときは

健康保険・厚生年金保険　被保険者資格喪失届

従業員が退職したときなど、健康保険及び厚生年金保険の資格を喪失するときは、資格喪失から5日以内に届出をします。

※被保険者と被扶養者全員の健康保険被保険者証、必ず高齢受給者証等を添付してください。届出時にやむをえず添付できない場合は、健康保険被保険者証回収不可能届（新様式）を付記し、回収後は速やかに提出してください。
※退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失日です。たとえば「3月31日」退職ならば資格喪失日は「4月1日」です。誤って退職日を記入しないようお願いします。

ご注意下さい!　資格喪失年月日の誤りによる年金記録の未加入期間が発生しています。日付の記入には十分に注意を払ってください。

事業所整理記号、番号、被保険者整理番号を必ず記入してください。

事業主印を押印してください。ただし、事業主が署名した場合は押印不要です。

様式コード 2201

健康保険 厚生年金保険 厚生年金保険

被保険者資格喪失届
70歳以上被用者不該当届

平成 31年 4月 4日提出

提出者記入欄

事業所整理記号	00－ケイト
事業所番号	00123
事業所所在地	〒168－6500 東京都杉並区高井戸3－2－1
事業所名称	株式会社　健保産業
事業主氏名	代表取締役社長　健保　良一　事業主印 ㊞
電話番号	03（5432）6789

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。

在職中に70歳に到達された方の厚生年金保険被保険者喪失届は、この用紙ではなく『70歳到達届』を提出してください。

受付印

社会保険労務士記載欄
氏名等　㊞

被保険者1

①被保険者整理番号	6
②氏名	（フリガナ）コウネン ジロウ　（氏）厚年　（名）二郎
③生年月日	5.昭和 7.平成 4年 0月 0日 5月 0日 6
④個人番号（基礎年金番号）	1234012345 67
⑤喪失年月日	7.平成 31年 4月 1日
⑥喪失不該当原因	4. 退職等（平成31年 3月31日退職等） 5. 死亡（平成 年 月 日死亡） 7. 75歳到達（健康保険のみ喪失） 9. 障害認定（健康保険のみ喪失）
⑦備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失　3. その他 2. 退職後の継続再雇用者の喪失　［　］
保険証回収	添付 1 枚　返不能 ＿＿ 枚
⑧70歳不該当	□ 70歳以上被用者不該当（退職日または死亡日を記入してください） 不該当年月日 7.平成 年 月 日

資格喪失年月日を記入してください。（記載例　平成31年3月31日退職の場合は翌日の4月1日となります。）

保険証の枚数を記入して下さい。
※　添付　被保険者証を添付するとき
　　返不能　被保険者証の回収ができず、添付できないとき返不能のときは「健康保険被保険者証回収不可能届」の添付が必要となります。

次のいずれかを○で囲んで下さい。
※4．退職等　退職したとき、又は雇用形態が変わり適用除外となったとき
　5．死亡　死亡したとき
　7．75歳到達　75歳に到達し健康保険の被保険者資格を喪失するとき（75歳以上は、後期高齢者医療の被保険者となります。）
　9．障害認定　一定の障害に該当し広域連合の認定を受け、後期高齢者医療の被保険者となるため、健康保険の被保険者資格を喪失するとき

○日本年金機構から送られてきた納入告知書は毎月必ず開封し、保険料額を確認してください。
○算定基礎届などの決定通知書や適用関係届を提出した後のお問い合わせは、各年金事務所へお願いします。
○退職された場合や扶養でなくなった場合などの健康保険証は、すみやかに、資格喪失者から回収して、管轄の年金事務所へお返しください。

従業員を採用したときは

健康保険・厚生年金保険　被保険者資格取得届

新しく従業員を採用したときなど、事実上の使用関係が発生したときは、資格取得から5日以内に届出します。

※基礎年金番号が確認できない場合
年金手帳を紛失している等の理由で基礎年金番号の確認ができない場合は、「年金手帳再交付申請書」を合わせて提出してください。

※外国籍の方を採用した場合
「厚生年金保険被保険者　ローマ字氏名届」を併せて提出してください。在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入してください。

※資格取得届の被保険者住所欄について
住所欄には、居所ではなく、住民票上の住所を記入してください。

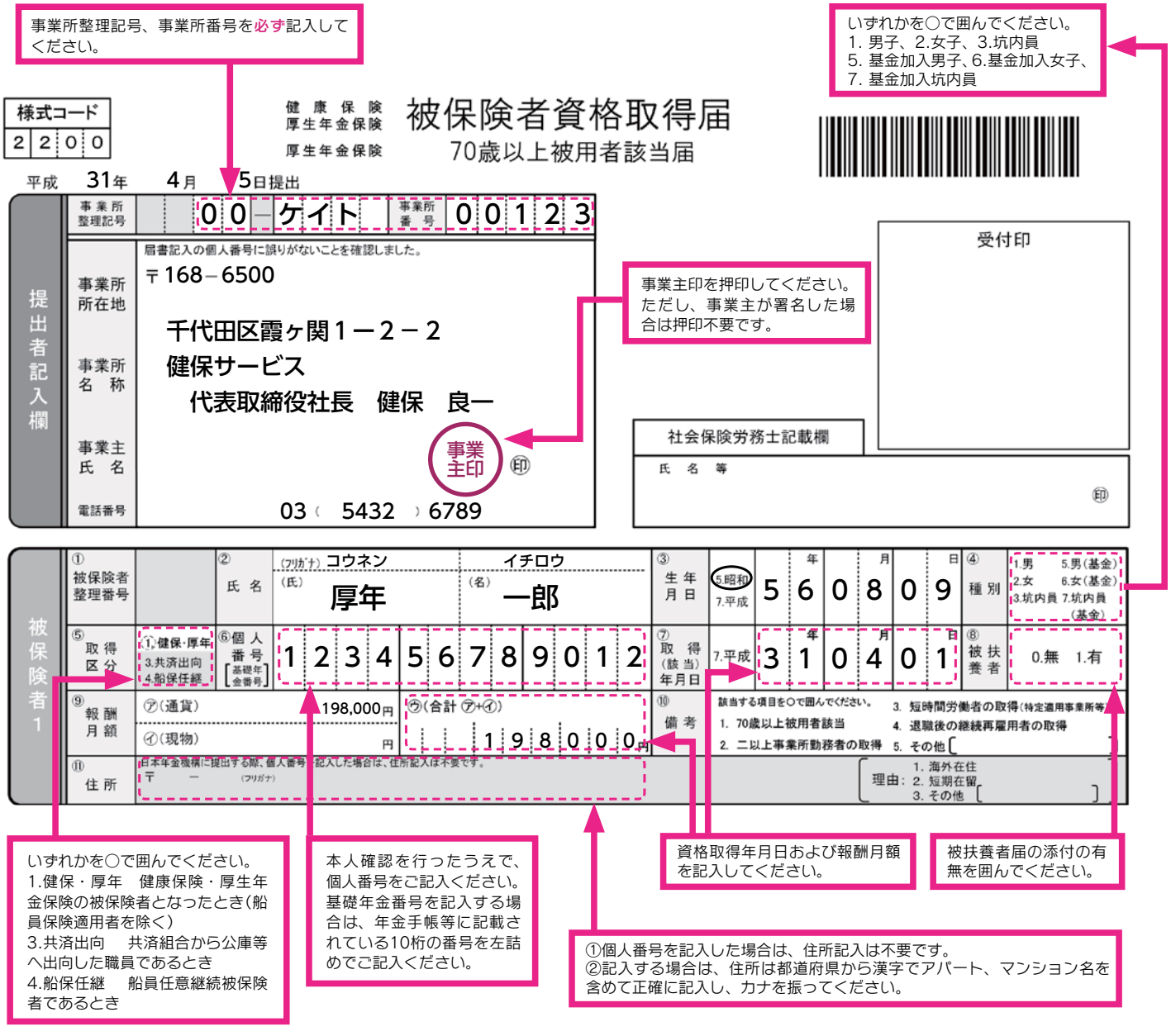

この届書に記載する内容は、健康保険給付、年金給付のもとになる重要なものですので、誤りのないよう慎重に記入をお願いいたします。

協会けんぽ 宮崎支部からのお知らせ

全国健康保険協会

退職等で資格喪失される方の
保険証の回収にご協力をお願いします!

在職時の保険証は、**退職日までしか使用できません。**
従業員の方が退職される際は、すみやかに**保険証を回収**し、資格喪失の手続きをお願いします。

※ご本人様の保険証はもとより、ご家族様（被扶養者）の分もすべて、すみやかに回収していただく必要があります。
※在職時の保険証が回収されないと、ご本人様（被保険者であった方）に返却の催告がされる場合があります。

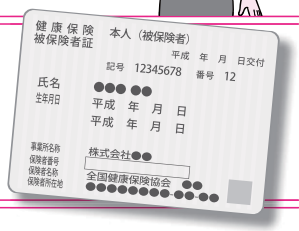

こんな勘違いしていませんか?

- 新しい保険証が届くまで使えると思っていた
- 月の途中の退職だから、月末まで使えると思っていた
- 事業所から何も言われなかったから使えると思った
- 保険証を病院に見せたら使えた

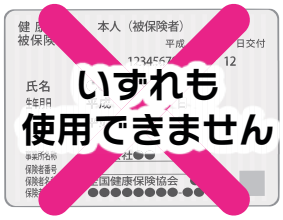

「無資格受診」が多く発生しています

在職時の保険証を返却せずに医療機関を受診する『無資格受診』が多く発生しています。無資格受診に関する医療費の協会負担分は、後日、ご本人様（被保険者であった方）から協会けんぽに返納していただくことになりますので、ご本人様にとって大きな負担となり、また、その後の手続きがとても煩雑です。

医療費をご返納いただけない場合…

医療費の返納催告については、文書や電話、訪問により行っていますが、返納に応じていただけない場合は、裁判所への支払督促申立てや少額訴訟など法的手続きを行っています。

無資格受診につてい返還を求めた金額

約20,000,000円（平成29年度宮崎支部）

各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。
〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364
※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます!
協会けんぽ 宮崎 検索

平成31年度の宮崎支部の保険料率が決まりました

平成31年3月分（4月納付分）以降の協会けんぽ宮崎支部の**健康保険料率は10.02%で、前年度より変更**となりました。なお、協会けんぽの健康保険料率の全国平均は10.0%です。

介護保険料率（全支部一律）は1.73%で、こちらも前年度より変更となりました。

	現行		平成31年3月分（4月納付分）～
健康保険料率（宮崎支部）	9.97%	→	10.02%
介護保険料率（全支部一律）	1.57%	→	1.73%

※40～64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料に介護保険料が加わります。
※変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、3月分（4月納付分）からとなります。

延岡・都城年金事務所内の協会けんぽ窓口を閉鎖します

平成31年4月26日をもちまして延岡・都城年金事務所の協会けんぽ窓口を閉鎖します。

※閉鎖となるのは年金事務所内の「協会けんぽの窓口」です。年金事務所の閉鎖ではありません。

このたび、郵送によるお手続きの増加や、来訪者の減少などから検討いたしました結果、**延岡・都城年金事務所内に設置されている協会けんぽ窓口**について**平成31年4月26日**をもって閉鎖することといたしました。ご利用の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、協会けんぽ窓口を閉鎖した後の年金事務所では、協会けんぽ関係のご相談や申請書等をお預かりすることは一切できません。申請書のご提出は郵送でお願いいたします。各種申請書は、協会けんぽのホームページ上から印刷していただくことができます。または、協会けんぽ宮崎支部にてお電話で承ります。

※平成31年5月以降、「協会けんぽ窓口」は県内の年金事務所内に設置されません。

健康づくり講習会のご案内

（一財）宮崎県社会保険協会では、職場で働くみなさんの健康管理と、健康の保持・増進のお手伝いとして、保健師・健康運動指導士による講習会及び、実技指導等を実施しています。この機会に是非、講習会等のお申込みをお待ちしております。**※費用は当協会が全額負担しますので無料です。**

保健師による主な講習会内容	健康運動指導士による主な講習会内容
1. 食中毒を防ごう	1. 腰痛・肩こり予防体操
1. 熱中症の予防と対策	1. 気持ちいいストレッチ体操
1. インフルエンザの予防対策	1. ロコモーション トレーニング
1. 衛生管理と予防	1. 椅子に座ってできる健康体操
1. 生活習慣病の予防と対策	1. 脳のトレーニング
1. その他（ご希望のテーマ）	1. その他（ご希望のテーマ）

お申込・お問い合わせは

（一財）宮崎県社会保険協会 〒880-0866 宮崎市川原町５番10号ミネックス川原2-C

ＴＥＬ(0985)23-0200・ＦＡＸ(0985)23-9077

ホームページからもお申込みができます　◇http://www.shahokyo-miyazaki.jp/

第２回 新任社会保険事務担当者研修会にご参加ありがとうございました

昨年12月に宮崎・延岡・都城・高鍋地区の４会場で、当協会主催の新任社会保険事務担当者研修会を開催いたしましたところたくさんの方々にご参加いただきまして、ありがとうございました。

平成31年度も事業所の皆様方のお役に立てる各種講習会を、引き続き開催してまいりますので、ご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願いします。

社会保険クイズ 当選者発表

正解は【ヘイセイ】でした

平成31年１月号の社会保険お年玉クイズに多数の応募をいただきましてありがとうございました。

皆様のご意見・ご要望を参考に、これからも役立つ紙面づくりに務めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

ご当選されました皆様（敬称略）

【宮崎市】鬼束廣美
百市江里子
【日南市】藤山裕里菜
【延岡市】多川陽子
【日向市】原田和子
古本安子
【都城市】杉下由衣
田中裕子
【えびの市】吉川優子
【北諸県郡】徳丸美穂

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ

平成31年度
一般財団法人 宮崎県社会保険協会（研修会等）年間事業予定のご案内

1. 第１回 新任社会保険事務担当者研修会

管轄	地区	開催予定月	会　場　名
宮崎	宮崎市	2019年5月	JA AZMホール（別館302号）
	日南市	2019年5月	日南市テクノセンター（会議室202号）
延岡	延岡市	2019年5月	延岡市社会教育センター（2階研修室5）
	日向市	2019年5月	日向市文化交流センター（3階会議室）
都城	都城市	2019年5月	都城市ウエルネス交流プラザ（茶霧茶霧ギャラリー）
	小林市	2019年5月	小林市文化会館（2階会議室）
高鍋	高鍋町	2019年5月	高鍋町中央公民館（1階作業室）

2. 社会保険制度の講習会（協会費を納入いただいた事業所様が対象です）

管轄	地区	開催予定月	会　場　名
宮崎	宮崎市	2019年9月	宮崎市民文化ホール（大ホール）
	日南市	2019年9月	南郷ハートフルセンター（大ホール）
延岡	延岡市	2019年9月	延岡総合文化センター（大ホール）
	日向市	2019年9月	日向市中央公民館（大ホール）
	高千穂町	2019年9月	高千穂町自然休養村管理センター（研修室1・2）
都城	都城市	2019年9月	都城市総合文化ホール（中ホール）
	小林市	2019年9月	小林市文化会館（小ホール）
高鍋	高鍋町	2019年9月	高鍋町中央公民館（大ホール）

3. 第２回 新任社会保険事務担当者研修会

管轄	地区	開催予定月	会　場　名
宮崎	宮崎市	2019年12月	JA AZMホール（別館202号）
延岡	延岡市	2019年12月	延岡市社会教育センター（1階研修室1）
都城	都城市	2019年12月	都城市ウエルネス交流プラザ（茶霧茶霧ギャラリー）
高鍋	高鍋町	2019年12月	高鍋町中央公民館（1階作業室）

4. 年金シニアライフセミナー

管轄	開催予定月	会　場　名
宮崎	2020年2月	JA AZMホール（別館202号）
延岡	2020年2月	延岡市社会教育センター（2階研修室5）
都城	2020年2月	都城市総合文化ホール（会議室1）

※各種講習会等の日時・内容につきましては、1・2カ月前にご案内いたします。

平成31年度
社会保険協会費
納入のお願い

社会保険協会の運営につきましては、平素から格段のご理解を賜り心からお礼申し上げます。
平成31年度の協会費につきましては、4月上旬に別途ご案内させていただきます。ご理解・ご協力をお願いいたします。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会

▶厚生年金保険・健康保険等の円滑な運営
▶社会保険の趣旨普及

■社会保険協会の主な事業

事　業	内　容
社会保険制度の広報宣伝	広報誌 社会保険みやざきの印刷・発行
社会保険制度の趣旨・普及	社会保険制度の講習会 年金シニアライフセミナー 新任社会保険事務担当者研修会
健康づくり事業	保健師・健康運動指導士等による健康づくり講習会 保健師巡回健康相談 健康啓発ビデオ(DVD)の貸出し
福利厚生事業	宿泊施設優待券の発行 安価な家庭常備薬等の斡旋

協会けんぽ 宮崎支部

全国健康保険協会

▶健康保険の給付・保険証発行に関すること
▶任意継続に関すること
▶生活習慣病予防健診・特定健診の申込受付
▶保健指導など健康づくり事業 ▶レセプトに関すること

■協会けんぽの主な届書

★届出・申請書の提出は下記の郵送先に送付をお願いします。

給付に関すること	届書・申請書名
保険証を提示できなかったときなど	療養費支給申請書(立替払等)
治療用装具を作成したとき	療養費支給申請書(治療用装具)
自己負担額が高額になったとき	高額療養費支給申請書
入院した時などの窓口支払額を軽減したいとき(被保険者が課税の場合)	限度額適用認定申請書
入院した時などの窓口支払額を軽減したいとき(被保険者が非課税の場合)	限度額適用・標準負担額減額認定申請書
被保険者が療養のため仕事を休み、給料を受けられないとき	傷病手当金支給申請書
被保険者が出産のため仕事を休み、給料を受けられないとき	出産手当金支給申請書
出産したとき(直接支払制度を利用したとき)	出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書
出産したとき(直接支払制度を利用しなかったとき)	出産育児一時金支給申請書
被保険者(被扶養者)が死亡したとき	埋葬料(費)支給申請書
負傷(けが)がもとで、各種給付申請をするとき	負傷原因届
交通事故や第三者の行為により負傷(けが)をしたとき	第三者行為による傷病届

健康保険証などの再交付に関すること	届書・申請書名
保険証を紛失したとき	被保険者証再交付申請書
高齢受給者証を紛失したとき	高齢受給者証再交付申請書

任意継続保険に関すること	届書・申請書名
任意継続保険に加入するとき	任意継続被保険者資格取得申出書
任意継続保険の資格を喪失するとき	任意継続被保険者資格喪失申出書

貸付に関すること	届書・申請書名
高額療養費支給までの間、医療費支払いの費用が必要なとき	高額医療費貸付金貸付申込書
出産育児一時金支給までの間、出産費支払いの費用が必要なとき(直接支払制度を利用しなかったとき)	出産費貸付金貸付申込書

健診に関すること	届書・申請書名
生活習慣病予防健診の申込みをするとき	生活習慣病予防健診申込書
特定健診の受診券の(再)交付を受けたいとき	特定健康診査受診券申請書

★届出・申請書の郵送先

〒880-8546　宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階 全国健康保険協会宮崎支部

＊協会けんぽホームページから関係届書・申請書の印刷ができます。検索は 協会けんぽ 宮崎 検索

日本年金機構

▶健康保険・厚生年金保険の適用、徴収
▶公的年金（厚生年金・国民年金）の記録管理・相談・裁定・給付

■日本年金機構の主な届書

★届出・申請書の提出は下記の郵送先に送付をお願いします。

被保険者資格、被扶養者に関すること	届書・申請書名
従業員を採用したとき	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
従業員が退職・死亡したとき	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
従業員の家族を被扶養者とするとき、被扶養者に異動があったとき	健康保険被扶養者（異動）届 （国民年金第3号被保険者関係届）

被保険者に関すること	届書・申請書名
従業員及び被扶養配偶者の住所に変更があったとき	健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届 （国民年金第3号被保険者住所変更届）
従業員の氏名に変更があったとき	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届
従業員の生年月日訂正が必要なとき	健康保険・厚生年金保険被保険者生年月日訂正届

報酬月額、賞与、育児休業等に関すること	届書・申請書名
定時決定のため、4月～6月の報酬月額の届出を行うとき（年金機構より送付・必ず提出）	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表
報酬額に大幅な変動があり、随時改定に該当するとき	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届
賞与を支給したとき（賞与支払予定月の前月に、用紙を年金機構より送付・支払がないときは総括表のみ提出）	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表
産前産後休業を取得し、保険料の免除を受けるとき	健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書
育児休業等を取得し、保険料の免除を受けるとき	健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書

その他	届書・申請書名
保険証の添付を必要とする届書提出時に、保険証の添付ができないとき	健康保険被保険者証回収不能・滅失届
年金手帳の再交付を受けるとき	年金手帳再交付申請書
健康保険資格取得後、保険証が届く前に早急に病院などで診療を受けるとき	健康保険被保険者資格証明書交付申請書
国民健康保険等に加入するため、健康保険の資格喪失証明等が必要なとき	健康保険・厚生年金保険資格取得・資格喪失等確認申請書

★届出・申請書の郵送先

〒812-8579　福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル
日本年金機構 福岡広域事務センター

適用事業所の社会保険ご担当者様へのお願い

個人番号（マイナンバー）導入により、平成30年3月からほとんどの届出用紙が変更になっています。
届出は、個人番号欄が設けられている新様式で行っていただきますようお願いします。
なお届出用紙は、日本年金機構ホームページからダウンロードすることができます。

3・4月の 年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

■身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく！
■代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
■休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
3月・4月の平日受付	月曜日	午前8:30～午後7:00
	火～金曜日	午前8:30～午後5:15
3月の休日受付	9日(土)	午前9:30～午後4:00
4月の休日受付	13日(土)	午前9:30～午後4:00

3・4月の 出張年金相談の日程

（受付時間）午前10時～午後3時

■身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく！
■代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
■予約制になっております。（ご予約は管轄の年金事務所まで）飛び込みのご相談は承っておりません。

会場		3月	4月
串間市役所	会議室	7日(木)	4日(木)
えびの市役所	会議室	14日(木)	11日(木)
西都市役所	市民課年金係	20日(水)	18日(木)
高千穂町役場	町民相談室	20日(水)	18日(木)
小林市役所	1階相談室	20日(水)	18日(木)
日南市役所	別館2階会議室	28日(木)	25日(木)
日向市	日向市中央公民館	28日(木)	25日(木)

協会けんぽからのお願い

保険証が使用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日からは使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。

年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

○電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず一律市内電話の接続料金でご利用できます。
○携帯電話でもご利用できます。
○IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

○月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日（月曜日が休日の場合は翌火曜日）は午後7時まで受付時間を延長しています。

○第2土曜日
午前9:30～午後4:00まで

年金相談・お手続きの際は 予約相談をご利用ください。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！

0570-05-4890（ゴヨヤクヨ）

〈予約受付番号受付時間〉 月～金（平日） 8:30～17:15

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
○お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

8:30～18:00（月曜日）
8:30～18:00（火～金曜日）
9:30～15:00（第2土曜日）
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の閉所日初日に18:00まで予約相談を実施しています。

街角の年金相談センター宮崎（オフィス）

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

相談内容	国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
開設場所	宮交シティ2階（宮崎市大淀4-6-28）
相談時間	月曜日～金曜日 ※祝日・年末年始等を除く 午前8:30～午後5:15まで
予約専用電話番号	0985-63-1066 〝お電話による年金相談〟は受け付けておりません。

街角の年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 ☎0985-23-0200

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ http://www.shahokyo-miyazaki.jp/

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所 ☎0985-52-2111　都城年金事務所 ☎0986-23-2571
延岡年金事務所 ☎0982-21-5424　高鍋年金事務所 ☎0983-23-5111

日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部（全国健康保険協会）
☎0985-35-5364（代表）音声案内でご案内します

案内「1」 業務グループ（保険給付、保険証の発行、任意継続など）
案内「2」 保健グループ（生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など）
案内「3」 レセプトグループ（レセプト、交通事故による保険使用、医療費通知など）
案内「4」 企画総務グループ（ジェネリック医薬品、健康経営など）

全国健康保険協会ホームページ http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

社会保険みやざき 第755号 平成31年3月1日発行
発行所 一般財団法人 宮崎県社会保険協会 宮崎市川原町5-10 ミネックス川原2-C 電話0985-23-0200 FAX0985-23-9077
印刷所 株式会社 文昌堂